**特定非営利活動法人SPICA入会規約**

第一条

（種別）この法人の会員次の二種とし、正社員をもって特定非営利活動促進法（以下、法という）上の社員とする。

1正会員 甲の目的に賛同して入会した個人及び団体

2賛助会員 甲の目的に賛同して支援するために入会した個人及び団体

第二条

（入会）

①甲への入会について条件は定めのないものとする。

②正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

③理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人

にその旨を通知しなければならない。

第三条

（入会金および会費）

正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない（別紙参照）。

第四条

（会員の資格の喪失）

正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1退会届の提出をしたとき。

2本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

3除名されたとき。

第五条

（退会）

正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第六条

（除名）

正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければいけない。

1この法人の定款等に違反したとき。

2この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第七条

（拠出金品の不返還）

既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上